

「無災害記録証(第1種)」を授与しました

令和6年6月11日



写真左：筑西労働基準監督署長

写真右：日本無機株式会社 結城工場 副工場長兼VE推進室長 飯塚純氏

筑西労働基準監督署（署長 土井昌利）は令和6年6月11日、管内にある日本無機株式会社 結城工場（以下「同事業場」という。）に対し、厚生労働省労働基準局長名による無災害記録証（第1種）を授与しました。

無災害記録証は、業種と規模に応じて定められた一定の無災害記録の時間数に到達した事業場の申請に基づき、厚生労働省労働基準局長が無災害記録証を授与する制度です。本制度は、無災害の時間数に応じて第1種から始まり第5種までの5段階に分けられております。

同事業場は、極細ガラス繊維、クリーンルーム用エアフィルタ、エアシャワー等の機器製品を製造する工場であり、昨年度ISO45001（労働安全衛生マネジメント）の認証を取得するなど安全衛生活動・管理を体系的に推進し、310万時間の無災害記録を樹立しました。

安全衛生活動としては、年間の安全衛生活動計画を策定し、それに基づき月一回工場長巡視を行い、声掛け等を通じ従業員への安全啓蒙を積極的に図るなど、日々推進しています。

同事業場の飯塚副工場長は「引き続き労働災害防止に努め、次は第2種無災害記録達成を目指していきたい。」と意気込みを話しておりました。

筑西労働基準監督署では引き続き、労働災害の防止を目的とした無災害記録証制度の周知を図り、事業場における自主的な安全活動を促進します。